

Matthew E. Carnes,

*Continuity Despite
Change: The Politics of
Labor Regulation in Latin
America.*

Stanford: Stanford University Press, 2014,
xv+238pp.

ば ば か おり
馬 場 香 織

はじめに

1980年代のラテンアメリカ地域では、従来支配的であった国家主導の輸入代替型工業化モデルから市場主義的な新自由主義経済社会政策への転換がみられた。これにともない、各国の労働法制も雇用の柔軟化を促す方向へと改正されることが予想されたが、実際には——少なくとも長期的には——労働法制は驚くべきレジリエンスをもって保護主義的(protective)、硬直的(rigid)な特徴を維持してきた。こうしたラテンアメリカ全体の傾向の一方で、域内各国の労働法制を詳しくみれば、特徴の違いもみられる。差異はなぜ生じたのか。本書は、一国の経済における労働者の技能水準(distribution of skills)と労働者の組織的能力(organizational capacity)という2つの独立変数から、各国の労働法制の違いを説明することを試みる。

20世紀初頭以来、ラテンアメリカにおいて(組織)労働者は重要な政治アクターであり、ポピュリズムやコーポラティズムといった「ラテンアメリカ的」な政治の特徴や政治変動に強くかかわってきた。しかし、1980年代以降の新自由主義改革が、労働組織率の低下や、本書のいう労働者の組織的能力の弱体化をもたらしたことについては、研究者の間で広くコンセンサスがある。一方で、新自由主義期を通じて、保護主義的な労働法制が維持されてき

たこともまた、これまでの研究で明らかにされている。本書は、この一見矛盾する2つの事象の乖離を修正しようとするものでもある。

以下本稿では、第I節で本書の構成と中心的議論を要約し、第II節でいくつかの論点について検討を行い、結論を述べる。

I 本書の構成と要約

本書の構成は次のとおりである。まず導入の章では、全体の傾向としてラテンアメリカ諸国の労働法制が新自由主義期を通じて保護主義的な特徴を維持してきた事実が述べられ、問題の所在が明らかにされる。第1章で、本書の理論枠組みが提示される。それは、労働者の技能水準という中長期的な経済的特徴と、労働者の組織的能力という政治的要因から、各国の労働法制の差異を説明するものである。実証分析に先立ち、第2章で本書の分析手法が簡潔にまとめられている。本書の実証分析は2段階からなる。まず、ラテンアメリカ18カ国の労働法制を3つの時期に区分した上でそれぞれコーディングし、計量分析を用いて本書の仮説および対抗仮説を検証する。続いて、因果関係のメカニズムを明らかにすべく、チリ、ペルー、アルゼンチンの3カ国に関する分析的叙述を用いた質的分析が行われる。量的分析に対応するのが第3章、続く第4、5、6章が各国の事例分析となる。終章では本書のまとめと示唆が述べられる。

それでは、本書の理論枠組みを詳しくみていこう。まず、本研究が説明しようとする従属変数は、ナショナルレベルの労働法制である。労働法制とは、労働法を中心とする労働にかかわる一連の法制度を指す。労働法制は、雇用や労働条件などの労働者の個別的権利と、労組の組織化や集合行為にかかわる集団的権利の、大きく2つの権利に関する規定からなる。これらの規定の組み合わせによって、4つの理念型が想定される。第1の「市場型」(market)は、個別的権利、集団的権利ともに労働規制がほぼ皆無のタイプである(保護主義度が低い)。第2の「専門型」(professional)は、個別的権利の保障度が高く集団的権利が低いパターンで、チリやウルグアイが該当する。第3の「包含型」(encompassing)は、逆に個別的権利の保障度が低

く集团的権利が高いタイプで、代表的事例はペルーである。第4は「コーポラティズム型」(corporatist)で、個別的権利および集团的権利ともに保障の程度が高いアルゼンチン、メキシコがこれに該当する。

以上のような労働法制のタイプの違いは、どのような要因によってもたらされるのか。著者があげる第1の説明要因は、労働者の技術水準という経済構造要因である。ある国の労働者の技術水準が一般に高いとき、労働者の個別的権利にかかわる労働法制は、熟練労働者の雇用の安定を保障する保護主義的なものとなる。逆に、労働者の技術水準が一般に低い国では、保護主義度は比較的低くなり、職の入れ替えを奨励することで雇用を促すものとなる。労働者の技術水準は短期間で変わりにくいため、労働法制は長期にわたって安定的となりやすい。

このように、労働者の技術水準は労働法制を長期的に規定する条件となるが、労働法制改革の様態やタイミングは説明できないとされる。これを規定する第2の説明要因が、労働者や労働組合が政治的な帰結に影響を与える集团的な能力、すなわち労働者の組織的能力である。これは労働者の技術水準とは独立であり、労働組合をはじめとする組織の規模と凝集性によって定まる。労働者の集合行為は、労働法制の発展に政治的な局面を付与する。組織労働者は特にその集团的権利を追求するので、労働者の組織的能力が上昇すると、集团的権利にかかわる労働法制の規定がより保護主義的なものとなることが予測される。

以上の仮説を検証するために、本書は量的分析と質的分析を組み合わせた混合メソッドを用いる。後者の歴史的叙述の対象となるのは、チリ、ペルー、アルゼンチンの3カ国である。これらの国は、上述の労働法制4類型のうち、第1の市場型以外の3タイプのそれぞれ典型的な事例である(第1の類型に該当する国は、今日のラテンアメリカには存在しない)。計量分析の結果は、労働法制の個別的権利については労働者の技能水準という経済構造要因(代理変数は平均教育年数)、集团的権利については労働者の組織的能力(代理変数は労働組織率)、個別的・集团的権利を総合した特徴については両方の要因が有意であることを示すものであった。

続く3カ国の歴史的叙述では、因果関係のメカニ

ズムを明らかにすることが目指される。チリの専門型労働法制は、雇用や労働条件に関する個別的権利の保障度の高さと、労働組合の活動に関する集团的権利の弱さを特徴とする。これは、孤立した土地での鉱山労働に従事する労働者を引き寄せるために就労条件の改善が図られたこと、そして鉱山労働者や都市部の熟練技術者・専門職層が組織化を志向せず、せいぜい小規模な「工場レベル」の組織化にとどまったことによるとされる。これに対してペルーの場合、1990年代の改革によって、元来専門型の特徴を有していた労働法制から、個別的権利の弱さと集团的権利の強さを特徴とする包含型労働法制に移行した。これは、技能レベルの相対的低さとペルーの労働運動の弱体性に起因するという。第3の事例であるアルゼンチンは、ラテンアメリカでも際立って高い個別的権利と集团的権利の保障を特徴とする、コーポラティズム型労働法制を有する。主要産業における高技能労働者の集中、組織化と、その後の労働者の政治への包摂過程で強化された保護主義的な労働法制は、メネム政権期の一時的な「逸脱」を経て再び強化され、きわめて強いレジリエンスを呈してきた。

II 論点と評価

本書の議論は、各国の労働法制の特徴を規定する要因として、そのときどきの政権の政策志向の重要性を相対化し、経済構造要因への着目から労働法制の長期的な固定性を指摘したものである。労働法制の「変わらなさ」が近年のラテンアメリカ労働法制研究の中で相応の注意を払われてこなかったことを考えれば、この分野の研究への新たな貢献を認めることができるだろう。

ただし、長期的な視角による知見は、当然ともいえるが、短期的変化の過小評価とのトレードオフをとまっている。本書の経済構造要因重視の議論は、労働者の個別的権利が少なくとも長期的には「政治的なもの」に影響されずに定まることを示唆する。この指摘自体は興味深く重要なものだが、同時にこの視角からは、「均衡」に合わない変化は「逸脱」とされることとなる。本書は労働者の組織的能力という要因から短期的な変化にも目を向けてはいるが、後述のように議論が十分に展開されてい

るとは言い難い。しかし、新自由主義改革に関する多くの研究の蓄積から明らかのように、本書で「逸脱」とされるような変化にこそ、そのメカニズムを探求するような理論志向の研究の関心が集まってきた。長い目で見れば「変わらない」ことに着目するのか、短期的な変化のメカニズムを探るのか、両者は相互補完的な視点ともいえるが、前者が短期的な変化を「歴史を知る者の後知恵」として軽視する危険性については、常に意識しておく必要がある。

しかし、本書の問題点はトレードオフにはとどまらない性格をもっている。それは、本書の短期的な変化に関する議論には問題があり、また現実にも合致していないためである。長期的に変わりにくい経済構造要因は、制度の長期的安定性を説明しやすい一方で、変化を説明するにはなじまない。この点は理論枠組みでも明確にされていて、短期的な変化を説明するのは第2の変数である労働者の組織的能力とされる。ここで、それぞれの変数は長期・短期の労働法制の特徴を規定すると同時に、それぞれが個別的権利と集団的権利に対応していることも示される。長期的安定性と短期的変化を同時に説明しようとする試みは評価するが、この枠組みには集団的権利の短期的変化しか含まれておらず、個別的権利の短期的変化を説明する変数およびメカニズムに関する説明はない。しかし、個別的権利も短期的に変化するし、実際に変化している。

メネム政権下のアルゼンチンを例にとろう。1989年から1996年にかけてメネム政権が実施した一連の労働法制改革は、個別的権利と集団的権利の両者を縮小するものであった。その後、同じメネム政権下の1998年の改革で揺り戻しが起こり、結果的に個別的権利と集団的権利ともに新自由主義改革以前よりも保障の程度が上がることとなった。ここでは、集団的権利だけでなく個別的権利も短期間で変化しているが、先の理論枠組みによれば、労働者の組織的能力が説明するのは集団的権利（の変化）のみのはずだった。つまり、労働法制の個別的権利の側面もある時点の「値」を設定することができ、そしてその変化を把握しうるので、短期的変化を説明する変数である労働者の組織的能力は、集団的権利の側面のみしか説明できないことになる。

さらにアルゼンチンの事例は、組織的能力の変化

で労働法制の短期的変化を説明できているのかという、現実妥当性についても疑問を提起する。本書では、1996年から1998年の短期間^(注1)に労働者の組織的能力という変数が変わったか否か、そしてそのことが実際どのように効いたのか、明らかにされていない^(注2)。本書の組織的能力の定義と議論からは、この頃みられた失業率の上昇や雇用の不安定化が、むしろ労働者の組織的能力を低下させたことも予想される。評者の考えでは、労働法制の変化を説明するような組織的能力の上昇が、少なくとも上記のような短期間に起こったことはなく、むしろ変化したのは、ゼネストにもっとも顕著に表出される労働者の不満の高まりや、大統領選を控えたメネム（個人的な人気も失墜しつつあった）の譲歩であった^(注3)。ペルーの事例もこの問題をよく示している。先述のように、ペルーでは1990年代から2000年代にかけて、集団的権利に関しては保護主義度が上昇している。ペルーの労働者の組織的能力が一貫して弱いことはこの帰結を説明できないが、本書はこの点に関する説得的な説明を行っていない^(注4)。

以上述べたように、本書の短期的変化に関する議論には問題があり、現実には合致しない部分も認められるが、こうした問題は本書の比較の視点と密接にかかわっているように思われる。第3章の計量分析で各国の3つの時期が別々のケースとして扱われることから明らかのように、著者の関心は労働法制をスナップショット的にみることで、その時点での法制度の特徴を説明することにあり、一国内の時系列的变化を理論的に説明することへの関心は弱い。スナップショット的な視角は、それはそれで有意義だが（データ上の制約もあろう）、一国内の歴史的経緯を分析するのに適していない。

本稿では、経済構造要因からラテンアメリカ諸国の労働法制の固定性を説明し、かつそこに短期的な変化の視角も加えようとする本書の試みは重要で刺激的なものだが、理論枠組みや現実との合致には疑問が残ることを述べた。こうした限界があるにせよ、独自のコーディングから各国の労働法制を要素別に比較可能にした点を含め、本書の成果がラテンアメリカの労働政治をめぐる比較研究の発展に貢献するものであったことは疑いない。本書の質的分析で扱われなかった国を比較に含めることをはじめ、

今後取り組まれるべき研究の土台となりうる点でも、参照しておきたい一冊である。

(注1)すでに1997年から、労働法制の揺り戻し改革法案に関する政労使の調整は開始されており [Cook 2007: 81], この点をみれば、変化はより短期間に起こったものだったといえる。

(注2)本文中では、1998年の揺り戻しについては、短期的な変化の要因について明言されておらず、長期的な「均衡」に戻ったとの解釈が提示されるのみである。

(注3)なお、本文中にも労組に対するメネムの態度の軟化についての記述があるが (p. 179), これは第1章で述べられる労働者の組織的能力の議論には合致しない。

(注4)なお、ペルーに関する第5章では、第3章

の議論に沿う形で (p.72~77), 導入部分で集团的権利が拡大したことが明示的に述べられているにもかかわらず (p.128), 1990年代, 2000年代以降に集团的権利がむしろ縮小したことを示唆する解釈も混在しており (たとえばp.145, 150), 従属変数の値に関する叙述がはっきりしないという問題もある。

文献リスト

Cook, Maria Lorena. 2007. *The Politics of Labor Reform in Latin America: Between Flexibility and Rights*. University Park, PA: Pennsylvania State University Press.

(アジア経済研究所地域研究センター)